

大阪府私立専修学校・各種学校の現状

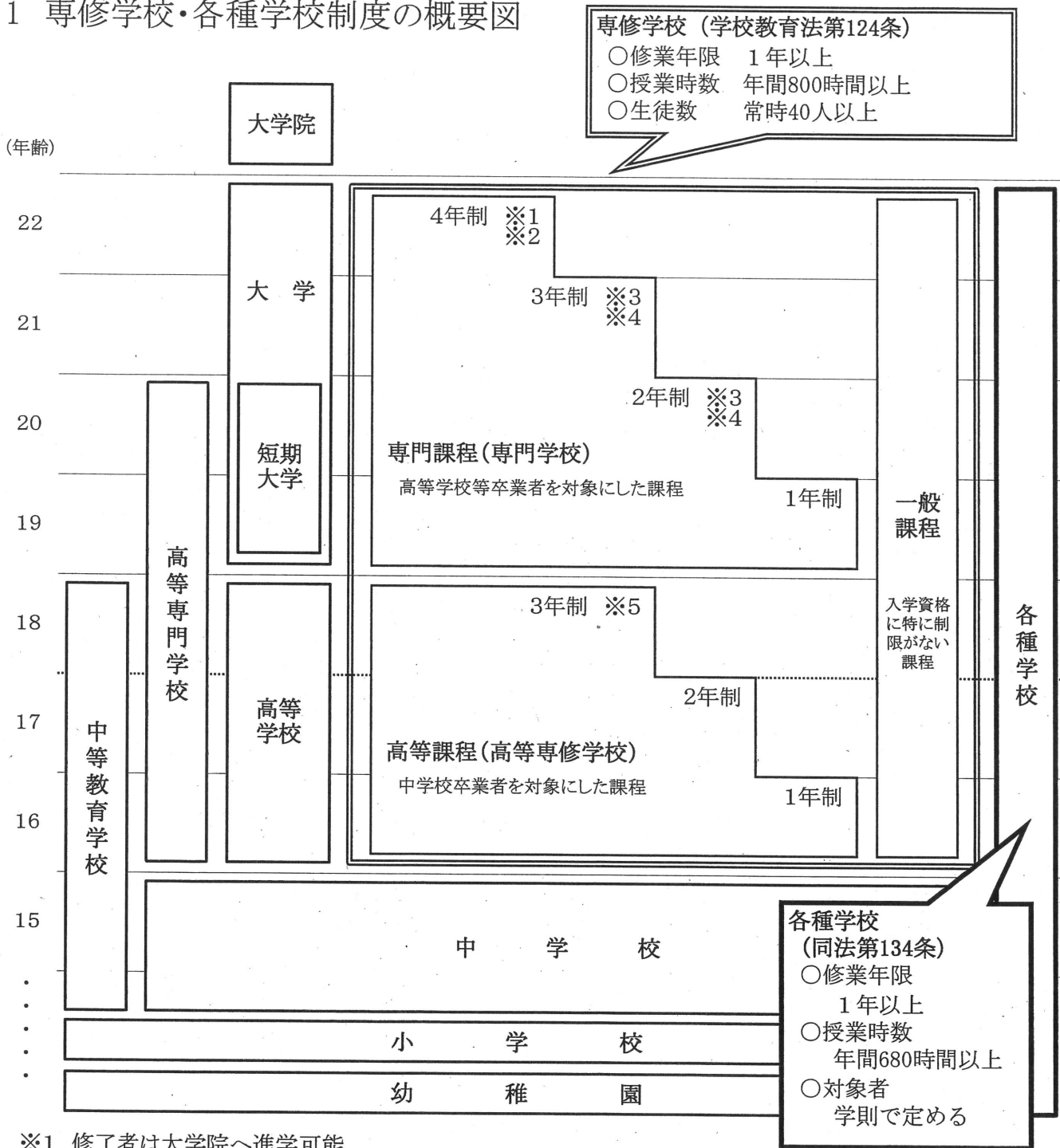
令和6年12月

大阪府教育庁私学課 総務・専各振興グループ

目 次

N o	項 目	ページ
1	専修学校・各種学校の概要図	P 1
2	専修学校と各種学校の設置基準等の比較	P 2
3	専修学校と各種学校の分野別一覧	P 3
4	都道府県別の専修学校・各種学校の学校数及び生徒数	P 4
5	私立専修学校・各種学校の生徒数等推移グラフ	P 6
6	私立専修学校・各種学校数及び生徒数の推移	P 7
7	私立専修学校課程別生徒数	
8	私立専修学校・各種学校分野別学校数及び生徒数	P 8
9	私立専修学校・各種学校設置者別学校数	P 9
1 0	私立専修学校の納付金の状況	P 1 0
1 1	専修学校と高等学校の技能連携制度について	P 1 2
1 2	修了者に大学入学資格が認められる専修学校高等課程について	P 1 4
1 3	修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校専門課程について	P 1 6
1 4	専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与について	P 1 8
1 5	専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与について	
1 6	職業実践専門課程の認定について	P 1 9
1 7	キャリア形成促進プログラムの認定について	
1 8	授業時数を単位数に換算、科目履修生等について	P 2 0
1 9	他の専修学校における授業科目の履修や専修学校以外における学修の認定等について（拡充）	P 2 1
2 0	専修学校の専門課程における履修証明制度について	P 2 2
2 1	大阪府の私立専修学校等に対する助成制度について	P 2 3

1 専修学校・各種学校制度の概要図



- ※1 修了者は大学院へ進学可能
(ただし、修業年限が4年以上、かつ、総授業時数3,400時間以上(通学制の学科)又は必要単位数124単位以上(単位制・通信制の学科)等の要件を満たし、文部科学大臣が指定した専門課程の学科の修了者に限る。)
- ※2 修了者には「高度専門士」の称号が付与
(ただし、修業年限が4年以上、かつ、総授業時数3,400時間以上(通学制の学科)又は必要単位数124単位以上(単位制・通信制の学科)等の要件を満たし、文部科学大臣が指定した専門課程の学科の修了者に限る。)
- ※3 修了者は大学へ編入学可能
(ただし、修業年限が2年以上、かつ、総授業時数1,700時間以上(通学制の学科)又は必要単位数 62単位以上(単位制・通信制の学科)等の要件を満たす学科の修了者に限る。なお、編入学できる年次や認定される単位など具体的な条件等は各大学が定める。)
- ※4 修了者には「専門士」の称号が付与
(ただし、修業年限が2年以上、かつ、総授業時数1,700時間以上(通学制の学科)又は必要単位数 62単位以上(単位制・通信制の学科)等の要件を満たし、文部科学大臣が指定した専門課程の学科の修了者に限る。)
- ※5 修了者は大学へ進学可能
(ただし、修業年限が3年以上、かつ、総授業時数2,590時間以上(通学制の学科)又は必要単位数 74単位以上(単位制・通信制の学科)等の要件を満たし、文部科学大臣が指定した高等課程の学科の修了者に限る。)

文部科学大臣が指定したそれぞれの学科(※3以外)は官報で告示されます。

ただし、※2及び※4は令和元年度以降官報による告示からインターネット等による公示に変更されています。

2 専修学校と各種学校の設置基準等の比較

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
根拠法令	学校教育法第124条 →職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、 又は教養の向上を図ることを目的とする。	学校教育法第134条 →学校教育に類する教育を行うもの
修業年限	1年以上	1年以上 ただし、簡易に修得することができる 技術、技芸等の課程については3月以 上1年未満とすることができる。
年間授業 時 間 数	○通学制 800時間以上 夜間その他特別な時間において授業を行う学科 の場合は、1年間の授業を450時間まで減ずるこ とができる。 ○単位制・通信制 800時間以上、かつ、課程ごとに ①高等課程又は一般課程は23単位以上 ②専門課程は 30単位以上夜間その他特別な時間において授業を行う 学科の場合は、1年間の授業時数を450時間以上 かつ、課程ごとに①高等課程又は一般課程は13 単位以上 ②専門課程は17単位以上まで減ずるこ とができる。	680時間以上 1年未満の場合にあつては、その修業 期間に応じて授業時間数を減ずること ができる。
収容定員	教育を受ける者が常時40人以上	教員数、施設及び設備その他の条件を 考慮して適当な数
入学資格	高等課程は中学校を卒業した者又はそれと同程 度の者、専門課程は高等学校を卒業した者、一 般課程は専修学校が学則で定める	各種学校が学則で定める
校長の資格	教育に関する識見を有し、教育学術、文化に関 する業務に従事した者	同趣旨を各種学校規程で定める
教員の資格	高等課程は短大卒2年、専門課程は大卒2年、 一般課程は高卒4年の実務経験等の基準を詳細 に規定	専門的な知識、技術、技能を有する者
教 員 数	生徒定員80人までは、最低3人 課程及び分野の区分ごとに生徒定員に応じて 増加（半数以上は専任）	課程及び生徒数に応じて必要な教員数 （ただし、3人以上）
学 科	課程ごとに目的に応じた分野の区分ごとに組織 を置くこととし、この組織に学科を置く	規定なし
教科の大綱	それぞれの課程にふさわしい授業科目を開設する	規定なし
校 地	校舎を備えるに必要な面積	教育目的の実現に必要な校地
校 舎	定員40人までは130～260㎡以上で、これを超える 場合は1人につき 2.3～3.0㎡を加える	1人当たり2.31㎡ ただし、115.7㎡を下らないこと
入学前等の 履 修 認 定	他の専修学校における授業科目の履修や専修学校 以外の学修の認定及び入学前の授業科目の履修等 を総授業時数1/2以内で履修とみなすことができる	規定なし
学校の評価 ・ 情報提供	教育活動その他の学校運営の状況について評価を 行い、必要な措置を講ずるとともに、それらの情 報を積極的に提供するものとする	同 左
履修証明	当該学校の生徒以外の者を対象とした特別の課程 を編成し、これを修了した者に対し、証明書を交 付することができる（専門課程設置校のみ）	規定なし

3 専修学校と各種学校の分野別一覧

区 分	専 修 学 校	各 種 学 校
工 業	電気、コンピュータ、情報処理、 建築、土木、インテリア、機械写真、 テレビ技術、測量、映画、自動車整備、 二級建築、トレース、航空操縦・整備、 ゲーム、人工知能、スポーツ工学	自動車運転
農 業	生物工学、園芸	
服飾・家政	ファッション、洋裁、和裁	洋裁
商業実務	経理、パソコン、秘書、貿易、 観光、旅行、医療秘書、ビジネス	珠算
文化・教養	語学、音楽、基礎美術、造形、デザイン、 法律、日本語教育、社会体育、予備校、 動物看護、エステティック、ブライダル、 ジュエリーデザイン、放送芸術、アニメ制作、 声優、eスポーツ	宗教、日本語、 予備校、外国人学校
医 療	看護、准看護、助産、放射線、 鍼灸・マッサージ、柔道整復、 理学療法、作業療法、臨床検査、 歯科衛生、歯科技工、臨床工学、 救急救命士、視能療法、言語聴覚	看護、准看護、助産
衛 生	理容、美容、栄養、調理	調理
教 育・ 社会福祉	幼稚園教諭、保育、介護福祉、 社会福祉、精神保健福祉	介護福祉

注 上記は大阪府認可校の現況をまとめたもの。

4 都道府県別の専修学校・各種学校の学校数及び生徒数

【 学校数 】

(令和6年5月1日現在)

都道府県名	合 計	専 修 学 校 の 学 校 数		各 種 学 校 の 学 校 数		
		計	国 公 立 私 立	計	公 立 私 立	
1東京都	539	386	9377	153	—	153
2大阪府	246	217	2215	29	—	29
3愛知県	227	170	13157	57	—	57
4北海道	208	159	17142	49	—	49
5福岡県	176	158	1157	18	1	17
6兵庫県	171	97	988	74	—	74
7埼玉県	130	106	799	24	—	24
8神奈川県	116	105	5100	11	—	11
9京都府	110	60	456	50	—	50
10千葉県	108	93	687	15	—	15
11静岡県	108	87	978	21	—	21
12新潟県	88	83	479	5	—	5
13広島県	88	68	365	20	—	20
14宮城県	87	65	263	22	—	22
15群馬県	84	67	364	17	—	17
16沖縄県	78	62	—62	16	—	16
17茨城県	77	67	364	10	—	10
18山口県	77	40	337	37	—	37
19長野県	75	55	748	20	—	20
20栃木県	71	55	253	16	—	16
21三重県	69	33	330	36	—	36
22大分県	64	49	148	15	2	13
23岡山県	63	49	247	14	—	14
24岐阜県	61	33	726	28	—	28
25熊本県	59	51	447	8	—	8
26福島県	55	45	441	10	1	9
27石川県	55	36	333	19	—	19
28奈良県	50	27	423	23	—	23
29和歌山県	46	22	616	24	—	24
30愛媛県	45	35	134	10	—	10
31富山県	43	21	318	22	—	22
32長崎県	41	32	131	9	—	9
33岩手県	40	33	429	7	—	7
34鹿児島県	40	38	236	2	1	1
35香川県	39	25	124	14	—	14
36山梨県	37	25	421	12	—	12
37宮崎県	37	36	135	1	—	1
38青森県	36	25	421	11	—	11
39鳥取県	35	20	416	15	—	15
40島根県	34	19	217	15	—	15
41滋賀県	32	22	319	10	—	10
42高知県	31	25	223	6	—	6
43福井県	30	18	216	12	—	12
44佐賀県	29	28	127	1	—	1
45山形県	23	20	416	3	—	3
46秋田県	19	16	214	3	—	3
47徳島県	18	14	212	4	—	4
計	3,995	2,997	1862,811	998	5	993

注 上記数値は令和6年度学校基本調査（文部科学省）の確定値によるもの。

【 生徒数 】

(令和6年5月1日現在)

都道府県名	合 計	専 修 学 校 の 生 徒 数			各 種 学 校 の 生 徒 数		
		計	国 公 立	私 立	計	公 立	私 立
1 東 京 都	153,238	128,161	1,910	126,251	25,077	—	25,077
2 大 阪 府	73,474	65,387	87	65,300	8,087	—	8,087
3 愛 知 県	58,767	48,305	1,892	46,413	10,462	—	10,462
4 福 岡 県	45,262	42,243	14	42,229	3,019	116	2,903
5 神 奈 川 県	29,597	25,967	1,163	24,804	3,630	—	3,630
6 北 海 道	27,657	24,593	1,344	23,249	3,064	—	3,064
7 兵 庫 県	25,744	19,129	879	18,250	6,615	—	6,615
8 埼 玉 県	22,487	20,271	905	19,366	2,216	—	2,216
9 千 葉 県	22,249	21,599	813	20,786	650	—	650
10 京 都 府	18,794	14,578	240	14,338	4,216	—	4,216
11 宮 城 県	17,865	16,151	167	15,984	1,714	—	1,714
12 静 岡 県	16,422	14,653	1,209	13,444	1,769	—	1,769
13 新 潟 県	14,616	14,517	348	14,169	99	—	99
14 広 島 県	13,532	11,956	600	11,356	1,576	—	1,576
15 群 馬 県	11,571	10,108	275	9,833	1,463	—	1,463
16 沖 縄 県	11,300	10,194	—	10,194	1,106	—	1,106
17 岡 山 県	10,365	8,643	69	8,574	1,722	—	1,722
18 茨 城 県	10,216	9,614	398	9,216	602	—	602
19 熊 本 県	9,175	7,680	431	7,249	1,495	—	1,495
20 栃 木 県	8,963	8,424	516	7,908	539	—	539
21 石 川 県	8,339	4,470	391	4,079	3,869	—	3,869
22 長 野 県	6,883	5,841	597	5,244	1,042	—	1,042
23 鹿 児 島 県	6,507	6,471	243	6,228	36	18	18
24 富 山 県	6,486	2,473	229	2,244	4,013	—	4,013
25 山 口 県	6,287	3,808	269	3,539	2,479	—	2,479
26 三 重 県	6,006	4,433	214	4,219	1,573	—	1,573
27 福 島 県	5,968	5,661	402	5,259	307	16	291
28 岐 阜 県	5,857	3,693	635	3,058	2,164	—	2,164
29 大 分 県	5,402	3,843	56	3,787	1,559	273	1,286
30 奈 良 県	5,033	2,489	361	2,128	2,544	—	2,544
31 愛 媛 県	4,656	4,388	89	4,299	268	—	268
32 岩 手 県	4,578	4,135	367	3,768	443	—	443
33 宮 崎 県	4,298	4,263	135	4,128	35	—	35
34 香 川 県	4,156	4,066	59	4,007	90	—	90
35 佐 賀 県	3,650	3,483	55	3,428	167	—	167
36 和 歌 山 県	3,481	2,214	565	1,649	1,267	—	1,267
37 福 井 県	3,477	1,596	187	1,409	1,881	—	1,881
38 長 崎 県	3,456	3,091	205	2,886	365	—	365
39 鳥 取 県	3,390	1,627	351	1,276	1,763	—	1,763
40 山 梨 県	2,774	2,265	384	1,881	509	—	509
41 島 根 県	2,639	2,301	142	2,159	338	—	338
42 滋 賀 県	2,557	1,539	582	957	1,018	—	1,018
43 高 知 県	2,273	2,192	135	2,057	81	—	81
44 青 森 県	2,091	1,954	225	1,729	137	—	137
45 徳 島 県	2,080	2,000	394	1,606	80	—	80
46 山 形 県	1,894	1,858	316	1,542	36	—	36
47 秋 田 県	1,610	1,548	217	1,331	62	—	62
計	717,122	609,875	21,065	588,810	107,247	423	106,824

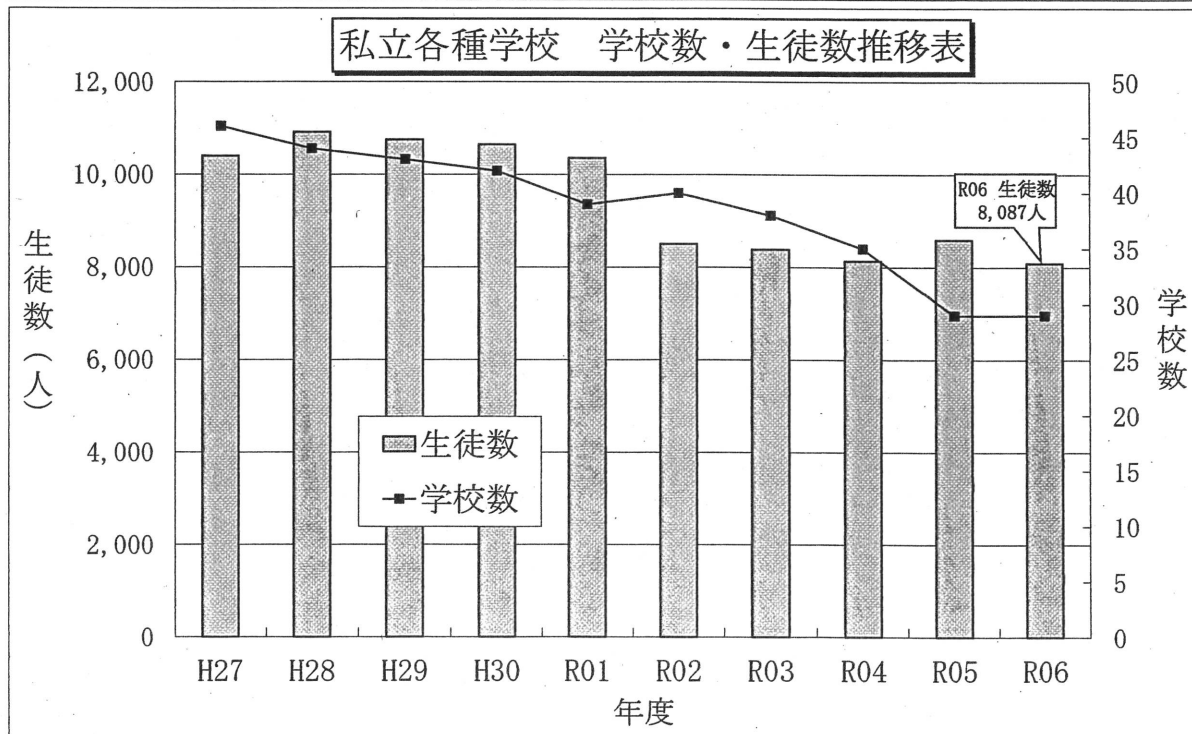
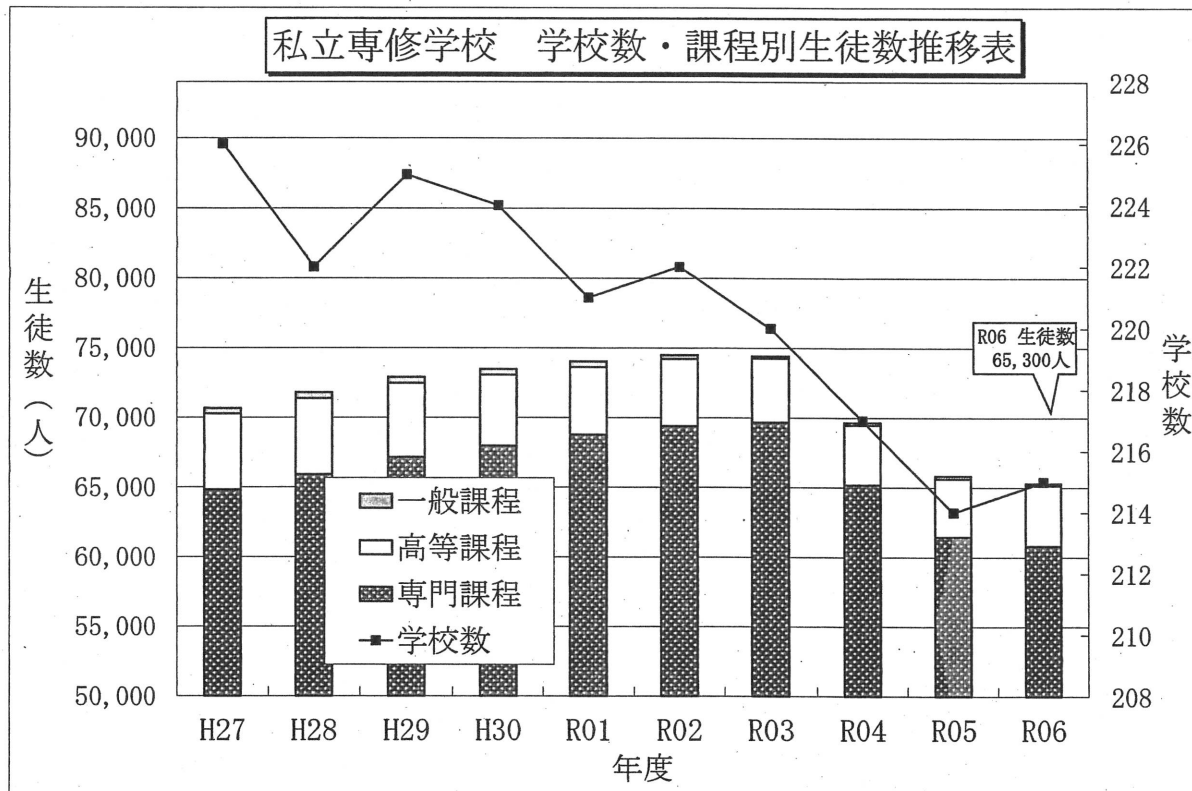
注 上記数値は令和6年度学校基本調査（文部科学省）の確定値によるもの。

5 私立専修学校・各種学校の生徒数等推移グラフ

(各年5月1日現在)

		H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
専修学校	学 校 数	226	222	225	224	221	222	220	217	214	215
	生 徒 数	70,663	71,805	72,904	73,496	74,036	74,490	74,417	69,655	65,844	65,300
	専 門 課 程	64,831	65,924	67,179	67,993	68,785	69,403	69,665	65,198	61,453	60,822
	高 等 課 程	5,439	5,451	5,291	5,074	4,856	4,807	4,592	4,283	4,170	4,333
	一 般 課 程	393	430	434	429	395	280	160	174	221	145
各種	学 校 数	46	44	43	42	39	40	38	35	29	29
	生 徒 数	10,401	10,916	10,755	10,653	10,358	8,506	8,386	8,138	8,594	8,087

注 学校数には休校中の学校を含んでいる。



6 私立専修学校・各種学校数及び生徒数の推移

(各年5月1日現在)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
専修学校	学校数	222	220	217	214	215
	生徒数	74,490	74,417	69,655	65,844	65,300
各種学校	学校数	40	38	35	29	29
	生徒数	8,506	8,386	8,138	8,594	8,087
計	学校数	262	258	252	243	244
	生徒数	82,996	82,803	77,793	74,438	73,387

注 学校数には休校中の学校（専修学校1校、各種学校1校）を含んでいる。

年度間の増減

学校種	区分	学校名			
		R02年度～R03年度	R03年度～R04年度	R04年度～R05年度	R05年度～R06年度
専修学校	新設	大阪プレーメン動物専門学校			エール学園ICT校
					OSJとよなかケアスクール
	廃止	東洋Fデザイン専門学校	大手前栄養学院専門学校	大阪赤十字看護専門学校	辻製菓専門学校
		関西医科大学附属看護専門学校	大阪府医師会看護専門学校	独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター附属 大阪南看護学校	
		関西健康・製菓専門学校	日本眼鏡技術専門学校	大阪エンタテインメント デザイン専門学校	
各種学校	新設	ポプラ介護福祉学校			
	廃止	千里丘ドレスメーカー女学院	竹内珠算学校	東洋珠算学校	
		長居珠算学校	大阪音楽学院	井村珠算学校	
		大阪朝鮮中級学校	ARC大阪日本語学校	中大阪朝鮮初・中級学校	
				大阪朝鮮第四初級学校	
				城北朝鮮初級学校	
				大阪福島朝鮮初級学校	

7 私立専修学校課程別生徒数

(各年5月1日現在)

区 分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数
専門課程	209	69,403	207	69,665	203	65,198	200	61,453	201	60,822
高等課程	30	4,807	30	4,592	30	4,283	28	4,170	29	4,333
一般課程	4	280	4	160	4	174	4	221	3	145
計	243	74,490	240	74,417	237	69,655	232	65,844	233	65,300

注1 学校数について、1校で2課程以上設置している場合、それぞれの課程を1校としている。

注2 学校数には休校中の学校を含んでいる。

8 私立専修学校・各種学校分野別学校数及び生徒数

(各年5月1日現在)

年度等 学校分野	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数	学校数	生徒数
工業	31	13,563	31	14,368	30	13,809	30	12,961	30	12,474
内、専修学校	30	12,955	30	13,482	29	12,901	29	12,001	29	11,591
農業	2	290	2	234	2	232	2	196	2	211
内、専修学校	2	290	2	234	2	232	2	196	2	211
服飾家政	14	3,573	12	3,568	12	3,341	12	2,978	11	2,492
内、専修学校	12	3,565	11	3,568	11	3,341	11	2,978	10	2,492
商業実務	31	9,190	30	8,985	29	7,422	26	6,229	27	7,153
内、専修学校	26	8,764	26	8,681	26	7,133	25	6,126	26	7,053
文化・教養	77	27,828	76	26,910	74	24,882	69	24,688	70	24,711
内、専修学校	48	20,583	48	19,979	48	18,231	47	17,435	48	17,879
医療	69	17,812	68	17,526	67	17,222	66	16,664	66	15,832
内、専修学校	67	17,643	66	17,354	65	17,052	64	16,496	64	15,693
衛生	23	8,142	23	8,409	22	8,180	22	8,108	21	7,978
内、専修学校	22	8,092	22	8,354	21	8,137	21	8,064	20	7,939
教育・社会福祉	15	2,598	16	2,803	16	2,705	16	2,614	17	2,536
内、専修学校	15	2,598	15	2,765	15	2,628	15	2,548	16	2,442
計	262	82,996	258	82,803	252	77,793	243	74,438	244	73,387
うち専修	222	74,490	220	74,417	217	69,655	214	65,844	215	65,300

注1 学校分野は学校設立認可当初の主たる分野（8分野）としている。

注2 学校数には休校中の学校を含んでいる。

9 私立専修学校・各種学校設置者別学校数

(各年5月1日現在)

区 分	学校法人	準学校法人	財団法人	社団法人	その他法人	個 人	計
令和2年度	87 (82)	120 (94)	4 (3)	15 (15)	27 (26)	9 (2)	262 (222)
令和3年度	84 (79)	120 (95)	4 (3)	15 (15)	27 (26)	8 (2)	258 (220)
令和4年度	82 (77)	119 (95)	3 (2)	14 (14)	28 (27)	6 (2)	252 (217)
令和5年度	82 (77)	114 (94)	3 (2)	14 (14)	26 (25)	4 (2)	243 (214)
令和6年度	85 (80)	111 (91)	3 (2)	14 (14)	27 (26)	4 (2)	244 (215)

注 学校数には休校中の学校を含む。また、()内は専修学校の設置者数(内数)としている。

令和6年度の内訳

(令和6年5月1日現在)

区 分		学校法人	準学校法人	財団法人	社団法人	その他法人	個 人	計
専修学校	学 校 数	80 [0]	91 [0]	2 [0]	14 [0]	26 [0]	2 [0]	215 [0]
	法人数等	36 ＜ 19＞	58 ＜ 46＞	2 ＜ 2＞	13 ＜ 13＞	23 ＜ 20＞	2 ＜ 2＞	134 ＜ 102＞
各種学校	学 校 数	5 [1]	20 [0]	1 [0]	0 [0]	1 [0]	2 [0]	29 [1]
	法人数等	2 ＜ 1＞	11 ＜ 10＞	1 ＜ 1＞	0 ＜ 0＞	1 ＜ 0＞	2 ＜ 2＞	17 ＜ 14＞

注1 学校数欄の下段[]は休校中の学校数(内数)としている。

注2 法人数等欄の下段< >内は大阪府所轄の学校法人、準学校法人の法人数(内数)としている。

注3 専修学校及び各種学校併置法人が3法人あり。但し、専修学校の法人数等のみ記載(学校法人2、準学校法人1)。

10 私立専修学校の納付金の状況（令和6年度）

(1) 課程別

区分	納 付 金					
	入 学 一 時 金		経 常 的 納 付 金		計	
	入学一時金	対前年比	経常的納付金	対前年比	計	対前年比
高等課程	円 228,561 (246,025)	92.90%	円 655,668 (628,460)	104.33%	円 884,229 (874,485)	101.11%
専門課程	183,547 (191,896)	95.65%	1,075,933 (1,066,629)	100.87%	1,259,480 (1,258,525)	100.08%
一般課程	102,500 (60,833)	168.49%	812,500 (732,000)	111.00%	915,000 (792,833)	115.41%

注1 () 内は令和5年度。

注2 経常的納付金には、授業料のほか施設管理費、実習費等を含んでいる。

注3 1課程に2つ以上の学科がある場合は、それぞれを集計している。

注4 募集停止の学科は、集計から除いている。

(2) 高等課程分野別

区分	納 付 金					
	入 学 一 時 金		経 常 的 納 付 金		計	
	入学一時金	対前年比	経常的納付金	対前年比	計	対前年比
工業	円 120,000 (112,500)	106.67%	円 627,422 (617,100)	101.67%	円 747,422 (729,600)	102.44%
服飾 家政	134,000 (134,000)	100.00%	523,280 (484,880)	107.92%	657,280 (618,880)	106.20%
商業 実務	143,571 (150,714)	95.26%	553,171 (532,314)	103.92%	696,743 (683,029)	102.01%
文化 教養	361,667 (453,333)	79.78%	800,267 (698,600)	114.55%	1,161,933 (1,151,933)	100.87%
医療	390,000 (400,000)	97.50%	406,600 (388,600)	104.63%	796,600 (788,600)	101.01%
衛生	277,333 (277,333)	100.00%	879,156 (879,600)	99.95%	1,156,489 (1,156,933)	99.96%
教育・社会福祉	0 (0)	—	0 (0)	—	0 (0)	—

注1 () 内は令和5年度。

注2 募集停止の学科は、集計から除いている。

(3) 専門課程分野別

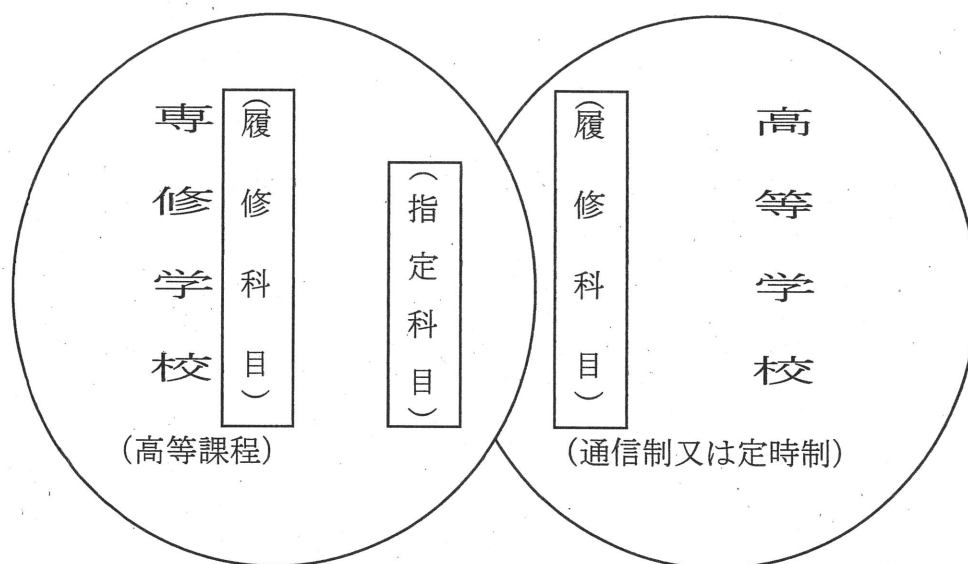
区分	納 付 金					
	入 学 一 時 金		経 常 的 納 付 金		計	
	入学一時金	対前年比	経常的納付金	対前年比	計	対前年比
	円		円		円	
工業	184,167 (181,819)	101.29%	1,092,746 (1,079,529)	101.22%	1,276,913 (1,261,348)	101.23%
農業	150,000 (150,000)	100.00%	1,097,143 (1,095,714)	100.13%	1,247,143 (1,245,714)	100.11%
服飾 家政	222,944 (228,872)	97.41%	963,051 (970,310)	99.25%	1,185,996 (1,199,182)	98.90%
商業 実務	153,111 (159,905)	95.75%	968,145 (961,475)	100.69%	1,121,256 (1,121,379)	99.99%
文化 教養	129,759 (152,866)	84.88%	1,071,665 (1,063,836)	100.74%	1,201,424 (1,216,702)	98.74%
医療	264,721 (265,705)	99.63%	1,099,035 (1,088,715)	100.95%	1,363,756 (1,354,420)	100.69%
衛生	226,056 (228,518)	98.92%	1,349,677 (1,332,757)	101.27%	1,575,732 (1,561,275)	100.93%
教育 社福	163,143 (160,588)	101.59%	879,508 (862,500)	101.97%	1,042,651 (1,023,088)	101.91%

注1 ()内は令和5年度。

11 専修学校と高等学校の技能連携制度について

○制度の概要

専修学校高等課程と通信制（又は定時制）高等学校にそれぞれ在籍し、高等学校の履修科目のうち指定科目（職業科目）について、専修学校での単位取得をもって高等学校の単位取得とみなす制度で、技能技術を修得し専修学校を卒業するとともに通信制（又は定時制）高等学校をも卒業するものである。



※現在、府内の専修学校の技能連携は通信制高等学校のみ。

〔 注意点 〕

- ・ 専修学校卒業だけでは高等学校卒業の資格は取得できない。
- ・ 技能連携制度は、専修学校と通信制高等学校の2校に入学・在籍し、専修学校卒業と併せて通信制高等学校を卒業するものである。
- ・ 技能連携制度による通信制高等学校卒業と、通信制高等学校のみに在籍した卒業に差異はない。
- ・ 高等学校卒業には、高等学校在籍3年以上（中退等の場合は通算）が必要。
- ・ 技能連携施設の指定は、大阪府教育庁（高等学校課学事G）で行っている。

大阪府指定技能教育施設一覧

令和6年7月24日現在

学校名	電話番号	所在地	連携高等学校名	課程	学科	所在地 都道府県	備考
大阪情報コンピュータ 高等専修学校	06(6741)5318	〒544-0033 大阪市生野区勝山北1-13-22	私立科学技術 学園高校	通信制	普通科	東京都	
関西情報工学院専門学校	06(6704)6800	〒547-0026 大阪市平野区喜連西4-7-15	私立日本教育 学院高校	通信制	普通科	奈良県	
大阪技能専門学校	072(427)7600	〒596-0833 岸和田市神須屋町1-1-27	私立徳風高校	通信制	普通科	三重県	R04. 4より私立 神須高校との連 携終了
近畿情報高等専修学校	072(840)5800	〒573-1178 枚方市渚西1-43-1	私立長尾谷 高校	通信制	普通科	大阪府	
鴻池学園高等専修学校	06(6745)7868	〒578-0976 東大阪市西鴻池町1-5-4	私立徳風高校	通信制	普通科	三重県	
中央学園高等専修学校	06(6719)0170	〒546-0044 大阪市東住吉区北田辺1-11-1	私立向陽台 高校	通信制	普通科 被服科	大阪府	
東朋高等専修学校	06(6761)3693	〒543-0017 大阪市天王寺区城南寺町7-19	私立東朋学園 高校	通信制	普通科	大阪府	R02. 4より連携 校を東朋学園高 等学校
東洋学園高等専修学校	06(6954)9751	〒535-0013 大阪市旭区森小路2-8-25	私立長尾谷 高校	通信制	普通科	大阪府	
英風女子高等専修学校	06(6464)0668	〒553-0006 大阪市福島区吉野4-13-4	私立英風高校	通信制	被服科 福祉科	大阪府	R02. 4より連携 校を英風高等学 校に変更
八洲学園高等専修学校	072(262)5741	〒593-8327 堺市西区鳳中町4-132	私立八洲学園 高校	通信制	普通科	大阪府	
大阪美容専門学校	06(6761)6559	〒540-0074 大阪市中央区玉造2-28-27	私立八洲学園 高校	通信制	普通科	大阪府	
大阪YMCA国際専門学校	06(6411)9067	〒550-0001 大阪市西区土佐堀1-5-6	私立YMCA 学院高校	通信制	総合学 科	大阪府	
関西テレビ電気専門学校	06(6314)0261	〒530-0052 大阪市北区南扇町3-16	私立向陽台 高校	通信制	普通科	大阪府	

12 修了者に大学入学資格が認められる専修学校高等課程について

(1) 目的

大学入学の機会を拡大するとともに、後期中等教育の多様化・活性化に資することを目的とする。

- ・ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条第3号
- ・ 平成17年9月9日文部科学省告示第137号
（改正前）昭和23年5月31日文部省告示第47号
昭和60年9月19日文部省告示第126号

(2) 指定の基準

専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者に大学入学資格が認められる。

- ① 修業年限が3年以上であること。
- ② 課程の修了に必要な総授業時数が2,590単位時間（74単位）以上であること。
（1単位時間は50分が標準）
卒業に必要な普通科目についての総授業時数は、420単位時間（12単位）以上であること。
（ただし、105単位時間（3単位）までは教養科目で代替することができる。）

(3) 指定校一覧

（令和6年10月現在）

No.	学 校 名	課 程 名	学 科 名	文部科学大臣が定める日
1	英風女子高等専修学校 (H26.4.1 阪神家政高等専修学校から校名変更)	ファッション科高等課程	ファッション科	平成28年4月1日
		福祉科高等課程	福祉科	平成28年4月1日
		普通科高等課程	普通科	平成29年3月1日
2	大阪技能専門学校	工業高等課程	自動車工業科	令和6年4月1日
		商業実務高等課程	総合商業科	平成14年4月1日
3	大阪情報コンピュータ高等専修学校	情報処理高等課程	IT総合学科	平成14年4月1日
4	大阪スクールオブミュージック高等専修学校	文化・教養高等課程	総合音楽科（昼間Ⅰ部）	平成28年4月1日
			総合音楽科（昼間Ⅱ部）	平成28年4月1日
5	大阪YMCA国際専門学校	国際高等課程	国際学科	平成9年4月1日
			表現・コミュニケーション学科	平成20年3月1日
6	関西外語専門学校	国際高等課程	国際教養学科	平成15年3月1日
7	関西情報工学院専門学校	高等課程	国際情報科	平成7年3月1日
			情報処理科	平成2年3月1日
8	関西テレビ電気専門学校	工業高等課程	CGアニメーション科	平成13年3月1日
			電気テレビ科（昼間部3年制）	昭和63年3月1日
9	近畿情報高等専修学校	工業高等課程	総合情報処理科	平成13年4月1日

No.	学 校 名	課 程 名	学 科 名	文部科学大臣が定める日
10	鴻池学園高等専修学校	家政高等課程	総合福祉科	令和5年3月1日
			ファッション科	令和5年3月1日
			普通科	令和5年3月1日
11	専修学校クラーク高等学院大阪梅田校	商業実務高等課程	国際総合学科	平成27年3月1日
12	専修学校クラーク高等学院天王寺校	商業実務高等課程	国際総合学科	平成24年3月1日
13	中央学園高等専修学校	家政高等課程	ファッションクリエイター科	平成24年4月1日
			保育科	平成24年4月1日
		商業実務高等課程	普通科	平成24年4月1日
14	東朋高等専修学校	総合ビジネス高等課程	総合教育学科	平成21年4月1日
			普通科	平成24年3月1日
15	東洋学園高等専修学校	総合高等課程	総合ビジネス科	令和7年3月1日
16	八洲学園高等専修学校	経理高等課程	商業科	平成10年4月1日
計 16 校			28 学科	

13 修了者に大学院入学資格等が認められる専修学校専門課程について

(1) 目的

平成17年1月の中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言のに基づき、誰もがアクセスしやすい柔軟な高等教育システムを構築し、学習者の立場に立って相互の接続の円滑化を図ること。

- ・ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第155条第1項第5号
- ・ 平成17年9月9日文部科学省告示第138号

(2) 指定の基準

専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者に大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学資格が認められる。

- ① 修業年限が4年以上であること。
- ② 課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間（124単位）以上であること。
（1単位時間は50分が標準）
- ③ 体系的に教育課程が編成されていること。
- ④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程の修了の認定を行っていること。

(3) 指定校一覧

（令和6年10月現在）

No.	学 校 名	課 程 名	学 科 名	文部科学大臣が定める日
1	ECC国際外語専門学校	語学ビジネス専門課程	こども教育研究学科	平成27年3月1日
2	ECCコンピュータ専門学校	工業専門課程	高度情報処理研究学科	平成23年3月1日
3	上田安子服飾専門学校	ファッション専門課程	ファッション・プロデュース学科	平成28年3月1日
4	大阪アニメ・声優&スポーツ専門学校	文化・教養専門課程	デジタルデザインテクノロジー科（昼間Ⅱ部）	令和8年3月1日
5	大阪医専	医療専門課程	作業療法学科（夜間部）	令和6年3月1日
			高度看護保健学科	平成31年4月1日
			高度専門士看護学科	令和3年4月1日
			作業療法学科（昼間部）	平成18年3月1日
			理学療法学科（昼間部）	平成18年3月1日
			臨床工学学科（昼間部）	平成18年3月1日
6	大阪医療福祉専門学校	医療専門課程	作業療法士学科昼間部4年制	令和9年3月1日
			理学療法士学科昼間部4年制	令和9年3月1日
7	大阪ECO動物海洋専門学校	文化・教養専門課程	エコ・テクノロジー科（昼間Ⅱ部）	令和8年3月1日
8	大阪情報コンピュータ専門学校	情報処理専門課程	総合情報メディア学科	平成18年3月1日
9	大阪情報専門学校	工業専門課程	大学併修学科	平成27年4月1日
10	大阪スクールオブミュージック専門学校	文化・教養専門課程	スーパーeエンターテイメント科（昼間Ⅰ部）	令和6年3月1日
			スーパーeエンターテイメント科（昼間Ⅱ部）	令和6年3月1日
11	大阪総合デザイン専門学校	デザイン専門課程	ブランド創造学科	平成26年3月1日
12	大阪ダンス・俳優&舞台芸術専門学校	文化・教養専門課程	スーパーダンス科（昼間部Ⅰ部）	令和6年3月1日
			スーパーダンス科（昼間部Ⅱ部）	令和8年3月1日
13	大阪農業園芸・食テクノロジー専門学校	農業専門課程	農芸テクノロジー科（昼間Ⅱ部）	令和9年3月1日
14	大阪ハイテクノロジー専門学校	医療専門課程	診療放射線技師学科（昼間部）	令和5年3月1日

No.	学 校 名	課 程 名	学 科 名	文部科学大臣が定める日
15	大阪府柔道整復師会医療スポーツ専門学校	医療専門課程	柔道整復学科	令和5年4月1日
16	大阪文化服装学院	ファッション専門課程	スーパーデザイナー学科	平成24年3月1日
17	大阪保健福祉専門学校	教育・社会福祉専門課程	社会福祉科（4年制）	平成23年3月1日
18	大阪ホテル・観光&ウェディング専門学校	文化・教養専門課程	ホスピタリティマネジメント科（昼間Ⅰ部）	令和8年3月1日
19	大阪モード学園	ファッション専門課程	ファッションデザイン学科（四年制）	平成24年3月1日
20	OCA大阪デザイン&テクノロジー専門学校	文化・教養専門課程	スーパーゲームIT科（昼間Ⅰ部）	令和4年3月1日
			スーパーゲームIT科（昼間Ⅱ部）	令和7年3月1日
21	関西医科専門学校	医療専門課程	理学療法学科（夜間部）	平成21年3月1日
22	関西外語専門学校	国際文化専門課程	高度国際英語学科	平成23年3月1日
23	近畿コンピュータ電子専門学校	情報処理専門課程	情報クリエイタ工学科（四年制）	平成18年3月1日
24	清風情報工科学院	工業専門課程	デザイン・コンピュータ学科（4年制）	平成28年4月1日
25	専門学校ベルランド看護助産大学校	看護専門課程	高度専門看護学科	令和4年3月1日
26	日本コンピュータ専門学校	工業専門課程	Webスペシャリスト科（4年制）	平成20年3月1日
27	日本理工情報専門学校	工業専門課程	ロボットシステム科	平成23年3月1日
28	HAL大阪	デジタル専門課程	カーデザイン学科	平成25年3月1日
			ゲーム4年制学科	平成31年4月1日
			高度情報学科	平成31年4月1日
			CG・デザイン・アニメ4年制学科	令和3年4月1日
			ミュージック学科（4年制）	平成22年4月1日
29	放送芸術学院専門学校	文化・教養専門課程	映像・舞台テクノロジー科（昼間Ⅱ部）	令和7年3月1日
			映像・音響テクノロジー科（昼間Ⅱ部）	令和7年3月1日
30	ホンダテクニカルカレッジ関西	工業専門課程	一級自動車研究開発学科	令和2年4月1日
31	マロニエファッションデザイン専門学校	服飾専門課程	ファッションマスター学科	平成19年3月1日
32	履正社国際医療スポーツ専門学校	医療専門課程	理学療法学科（昼間部）	令和4年4月1日
			理学療法学科（夜間部）	令和4年4月1日
計 32 校			47 学科	

14 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士の称号の付与について (平成6年6月21日文部省告示第84号)

(1) 目的

専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定基準以上の専修学校の専門課程の修了者に対し専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資すること。

(2) 基準

- ① 修業年限が2年以上であること。
- ② 課程の修了に必要な総授業時数が1,700単位時間(62単位)以上であること。
- ③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

(3) 専門士称号付与校数(令和6年3月現在)

201校 590学科(但し、国公立及び廃校は除く)

15 専修学校の専門課程の修了者に対する高度専門士の称号の付与について (平成17年9月9日文部科学省告示第139号)

(1) 目的

専修学校の専門課程における学習の成果を適切に評価し、一定の専修学校の専門課程の修了者に対し高度専門士の称号を付与することにより、その修了者の社会的評価の向上を図り、もって生涯学習の振興に資すること。

(2) 基準

- ① 修業年限が4年以上であること。
- ② 課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間(124単位)以上であること。
- ③ 体系的に教育課程が編成されていること。
- ④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

(3) 高度専門士称号付与校数(令和6年3月現在)

31校 48学科(但し、国公立及び廃校は除く)

16 職業実践専門課程の認定について

(平成 25 年 8 月 30 日 文部科学省告示第 133 号)

(1) 目 的

専修学校の専門課程であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として専攻分野における実務に関する知識、技術及び技能について組織的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校の専門課程における職業教育の水準の維持向上を図ること。

(2) 基 準

- ① 専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第二条又は第三条の規定により、当該専修学校専門課程の修了者が専門士又は高度専門士と称することができる専修学校専門課程として文部科学大臣が認めた課程であること。
- ② 専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- ③ 企業等と連携して実習、実技、実験又は演習の授業を行っていること。
- ④ 企業等と連携して、教員に対し専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。
- ⑤ 学校教育法施行規則第 189 条において準用する同規則第 67 条に定める評価を行い、その結果を公表していること。
- ⑥ 評価を行うに当たっては、当該専修学校専門課程の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。
- ⑦ 企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

(3) 職業実践専門課程認定状況（令和 6 年 3 月現在）

	認定学校数	全体数	認定率	認定学科数
大阪府	106 校	202 校	52.5%	341 学科
東京都	158 校	347 校	45.5%	565 学科
全 国	1,110 校	2,693 校	41.2%	3,199 学科

17 キャリア形成促進プログラムの認定について

(平成 30 年 8 月 24 日 文部科学省告示第 170 号)

(1) 目 的

専修学校の専門課程又は特別の課程（学校教育法第 133 条第 1 項において準用する同法 105 条に規定する特別の課程）であって、職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成することを目的として、職業に係る実務に関する知識、技術及び技能について体系的な教育を行うものを文部科学大臣が認定して奨励することにより、社会人の職業に必要な能力の向上によるキャリア形成を図る機会の拡大に資すること。

(2) 基準

- ① 課程の修了に必要な授業又は講習（以下「授業等」という。）を行う期間が2年未満であること。
- ② 対象とする職業の種類及び身に付けることのできる能力を具体的かつ明確に定め、公表していること。
- ③ 対象とする職業に応じ、②の能力を身に付けるのに必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得させる教育課程であること。
- ④ 対象とする職業に関する企業、団体等（以下「企業等」という。）との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。
- ⑤ 企業等と連携して行う授業等その他の実践的な方法による授業等が、別に定めるところにより、授業等の総時間数の一定割合以上を占めていること。
- ⑥ 授業等の内容や受講者の利便等を勘案し、授業等を行う時間、時期、場所等について社会人が受講しやすい工夫を行っていること。
- ⑦ 審査、試験その他の適切な方法により学修の成果に係る評価を行っていること。
- ⑧ 課程を置く専修学校において、企業等と連携して、教員に対し、対象とする職業に係る実務に関する研修を組織的に行っていること。
- ⑨ 課程を置く専修学校において、学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条の規定による評価を行い、その結果を公表していること。
- ⑩ ⑨の評価を行うに当たり、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。
- ⑪ 課程を置く専修学校において、企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。

(3) キャリア形成促進プログラム認定状況（令和5年12月現在）

	認定学校数	認定学科数
大阪府	1校	1学科
東京都	6校	8学科
全 国	17校	23学科

18 授業時数を単位数に換算、科目履修生等について

（専修学校設置基準の一部改正 平成6年6月21日文部省令第14号）

○ 授業時数を単位数に換算することについて

専修学校においては、授業時間制が採られているところであるが、専修学校と大学等との連携を図りやすくする等のため、高等課程の場合は高等学校、専門課程の場合は大学の単位数の計算方法と同様に、授業時数を単位数に換算する場合の計算方法について定められた。（第18条及び19条関係）

○ 科目履修生について

社会人に対しパートタイムによる学習機会を提供するため、当該専修学校の生徒以外の者に、一又は複数の授業科目を履修させることができることとした。（第15条関係）

19 他の専修学校における授業科目の履修や専修学校以外における学修の認定等について（拡充）

（専修学校設置基準の一部改正 平成11年10月25日文部省令第47号）

○ 他の専修学校における授業科目の履修や専修学校以外における学修の認定

専修学校の高等課程又は専門課程は、教育上有益と認めるときは専修学校の定めるところにより、生徒が行う他の専修学校における授業科目の履修又は専修学校以外における学修を、課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、専修学校における授業科目の履修とみなすことができるもの。

①高等課程（専修学校の高等課程における授業科目の履修は規定済み）

- ・ 専修学校の専門課程における授業科目の履修
- ・ 高等学校における科目の履修
- ・ 高等課程に相当する教育を行っている外国の教育施設における学習成果
- ・ 大学、短期大学等における学修や認定社会通信教育、技能審査、ボランティア、インターンシップ等の文部大臣が別に定める学修

②専門課程（専修学校の専門課程及び大学・短期大学等における学修は規定済み）

- ・ 専門課程に相当する教育を行っている外国の教育施設における学修成果
- ・ 認定社会通信教育、技能審査、ボランティア、インターンシップ等の文部大臣が別に定める学修

○ 入学前の授業科目の履修等の認定

専修学校の高等課程又は専門課程は、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が専修学校に入学する前に行った授業科目の履修等を、課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えない範囲で、専修学校における授業科目の履修とみなすことができるもの。

○ 授業の方法

情報化の進展に対応し、多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で、課程の修了に必要な総授業時数の4分の3を超えない範囲で、授業を履修させることができるものとした。

(学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令
平成 19 年 12 月 25 日文部科学省令第 40 号)

教育基本法第7条及び学校教育法第83条の規定により、教育研究成果の社会への提供が大学の基本的役割として位置づけられたことや、中教審答申の提言等を踏まえ、平成19年の学校教育法改正により、履修証明の制度上の位置付けを明確化。

○ 概 要

- ①対象者：社会人（当該大学の学生等の履修を排除するものではない）
- ②内 容：大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された、体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラム
- ③期 間：目的・内容に応じ、総時間数60時間以上で各大学等において設定
- ④証明書：プログラムの修了者には、各大学等により、学校教育法の規定に基づくプログラムであること及びその名称等を示した履修証明書を交付
- ⑤質保証：プログラムの内容等を公表するとともに、各大学等においてその質を保証するための仕組みを確保

※具体的なプログラムの目的・内容としては、多様かつ高度な、職業上に必要な専門的知識・技術取得のニーズに応じたもの、資格制度等とリンクしたもののほか、生涯学習ニーズへの対応など多様な目的・内容のプログラムを想定。また、プログラムの目的・内容に応じて、職能団体や地方公共団体、企業等との連携を推奨。

学位プログラム
学生向けに4年で
1 2 4単位以上→学位

履修証明プログラム
社会人向けに60時間以上→履修証明書

体系的に編成

講習
講習
講習
・
・
・
・

講習
講習
講習
授業科目
・
・
・
・

学生や科目等履修生が履修した場合、単位認定が可能。

21 大阪府の私立専修学校等に対する助成制度について

1. 私立専修学校高等課程経常費補助金

- (1) 目 的 私立専修学校高等課程の教育条件の維持向上を図り、在学している生徒の修学上の負担を軽減するとともに、学校経営の健全性を高める。
- (2) 創 設 年 度 昭和61年度
- (3) 制度の内容 高等課程を設置する私立の学校法人立専修学校の設置者に対し、人件費・教育研究用経費等経常的経費について補助する。
- (4) 令和6年度予算額(当初) 1,134,746千円(3,317人)
生徒一人当たり 342,100円

2. 私立高等学校等就学支援金

- (1) 目 的 私立専修学校高等課程等に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図る。
- (2) 創 設 年 度 平成22年度
- (3) 制度の内容 私立専修学校・各種学校等(高等学校に類する課程として文部科学大臣が指定するもの)に在学する生徒の授業料のうち一定額を国が就学支援金として助成する(学校設置者が代理受領)。
- (4) 令和6年度予算額(当初) 1,156,669千円(専各のみ)
- (5) 対 象 生 徒
高等学校等就学支援金は、私立高等学校等に在学する生徒又は学生で日本国内に住所を有する者に対し、当該私立高等学校等(その者が同時に二以上の私立高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の私立高等学校等の課程)における就学について支給する。

3. 私立高等学校等生徒授業料支援補助金

- (1) 目 的 私立専修学校高等課程等に在学する生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図る。
- (2) 創 設 年 度 平成22年度
- (3) 制度の内容 高等課程を設置する私立専修学校等の設置者が、当該校に在学する生徒の学資負担者のうち、府内に居住している者に対して実施する授業料軽減事業に補助する。
- (4) 令和6年度予算額(当初) 654,971千円(専各のみ)
- (5) 対 象 生 徒
大阪府高等学校等就学支援金交付要綱第4条に規定する就学支援金の支給を受ける者のうち、大阪府内に住所を有する者。

4. 私立外国人学校振興補助金

- (1) 目 的 私立外国人学校の教育条件の維持向上を図り、在学している生徒の修学上の負担を軽減する。
- (2) 創設年度 平成4年度
- (3) 制度の内容 私立の学校法人立外国人学校の設置者に対し、人件費・教育研究経費等、経常的経費について補助する。
- (4) 令和6年度予算額（当初） 65,373千円（849人）
生徒一人当たり 77,000円

5. 専修学校の質保証・向上事業

- (1) 目 的 専修学校の教育課程における企業等との産学連携の強化、教員の資質向上及び学校関係者評価実施等の推進を行い、教育体制の充実を図る。
- (2) 創設年度 平成29年度
- (3) 制度の内容 職業に必要な実践的かつ専門的な能力を育成するため、企業等と密接に連携し、また、学校運営の改善・充実により、専修学校の質保証・向上を図るものであり、企業等と実践的な連携、教員の資質向上、第三者評価の実施・公表、生徒の修学支援に係る体制整備に要する経費の1/2を補助する。
- (4) 令和6年度予算額（当初） 35,000千円

6. 私立専門学校授業料等減免費補助金（高等教育の修学支援新制度）

- (1) 目 的 「大学等における修学の支援に関する法律」の主旨に基づき、低所得者層の教育費負担の軽減を図る。
- (2) 創設年度 令和2年度
- (3) 制度の内容 低所得世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金減免を措置する。
- (4) 令和6年度予算額（当初） 5,537,955千円